



平成28年 1月1日発行 第138号

「新年の挨拶」

○お知らせ

「高齢者のすまいに関する施設整備補助制度説明会（土地所有者向け）の開催について～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～」

「平成28年4月に、事業所の利用定員が19名未満（予定）の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認下さい。」

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインについて」

「認定看護師（訪問看護分野）の資格取得を支援します！」

「訪問看護フェスティバルを開催します！」

「“かいてき便り”の読者から、出前講座（消費生活問題）の依頼が多数来ております！ 貴方の事業所でも如何ですか？」

○ 新年の挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、介護報酬改定、地域支援事業の充実と見直し、特別養護老人ホームの重点化、低所得者の保険料軽減の拡充と所得や資産のある人の利用者負担の見直しなどの様々な改正が行われましたが、事業者や保険者の皆様には介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

都は、昨年3月に東京都高齢者保健福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護サービス基盤の整備、在宅療養や認知症対策の推進、介護人材や高齢者の住まいの確保など、様々な施策に取り組んでいます。

また、昨年7月には、都の新たな施策形成につなげることを目的として、「福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議」を設置し、現在、医療、介護、労働、まちづくりなど幅広い分野の専門家の方々に議論を行っていただいています。3月に予定されている検討会議の最終報告も踏まえながら、大都市東京にふさわしい高齢者施策を展開していきたいと考えています。

今後とも利用者が安心して介護サービスを利用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、事業者及び保険者の皆様と力を合わせて様々な取組を進めてまいりますので、本年もよろしくお願いいたします。

お知らせ

○高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)の開催について～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の補助制度について、主に土地・建物所有者を対象として、以下のとおり説明会を開催することといたしました。

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方は、ぜひ御参加ください。

- 日時 平成28年2月8日(月曜日)午後1時30分から午後3時まで (※開始30分前から受付を行います。)
- 会場 東京都庁 第一本庁舎5階 大会議場
- 内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、ショートステイ、介護専用型有料老人ホーム等の補助制度について
- 対象 都内に土地・建物を所有する方、オーナー型補助制度に関心がある方
- 定員 500名
- 申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。
- 申込期限 平成28年1月25日(月曜日)

【お問合せ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)>「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)」の開催について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai27.html>

お知らせ

○平成28年4月に、事業所の利用定員が19名未満(予定)の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認ください。

平成28年4月に、指定通所介護事業所のうち、「事業所の利用定員」が厚生労働省令で定める数(19名未満を予定)の事業所については、「地域密着型通所介護」に移行します。

「指定通所介護事業所の利用定員」とは、事業所において同時に「指定通所介護」の提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。

対象となる事業所の定員の考え方地域密着型サービスの取扱いについて、以下のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報
>指定後の届出・手続き・通知等>7 通所介護・介護予防通所介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

【編集兼発行】 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4291

○障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインについて

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が、平成28年4月1日から施行されます。同法第11条の規定に基づき、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、福祉分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方をお示しした「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働省より公表されました。

介護保険事業者のみなさまにおかれましても、下記ガイドラインをご確認いただき、同法の理念を御理解いただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただきますよう、お願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>障害者差別解消法の施行にむけて

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/H2804sabetsukaisho.html)

○認定看護師(訪問看護分野)の資格取得を支援します！

東京都では地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへ様々な支援を行っております。

現在「認定看護師資格取得補助金」について、申請を受付けています。本補助金は、訪問看護ステーションが経費を負担し、雇用する看護職員に認定看護師資格を取得させ、一定の要件を満たす場合に取得経費等を一部補助するものです。

申請を希望される場合は、申請要件等の詳細を下記の東京都のホームページにて御確認の上、申請書類を御提出ください。(今回の申請の対象となるのは、平成27年度に受験をし、平成28年度に教育課程を受講する計画です。)

なお、補助対象となる認定看護師分野は「訪問看護」に限ります。都内で認定看護師教育課程を実施している学校法人聖路加国際大学教育センター生涯教育部では、平成28年1月18日から二次募集が開始されます。

認定看護師資格取得補助金以外にも、訪問看護ステーションに対する支援策を、東京都ホームページで御案内しておりますので、御確認ください。(「東京都訪問看護推進総合事業」で検索してください。)

【補助金申請期限】

平成28年2月29日(月曜日)

【HP】東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>【補助金】平成27年度訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/27nintei.html>)

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

○ 訪問看護フェスティバルを開催します！

東京都では、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、昨年度に引き続き、訪問看護フェスティバルを開催します。**事前申込期限:1月11日(月曜日)※**
(※当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。当日は、直接、受付へお越しください。)

【日時】平成28年1月16日(土曜日) 10:00～15:30

【受付】東京都庁 第一本庁舎 北側1階 9:45～

【会場】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場

🔍 訪問看護フェスティバル

検索

【参加費】 無料

【対象者】 看護職・看護学生、医療・介護職、都民の皆様
(訪問看護に興味のある方はどなたでも歓迎)

【プログラム】

10:00 開場

10:30～11:30 特別講演「ひとりひとりが主役の社会 母に歌った子守歌」作家 落合恵子氏

13:00～13:45 リレートーク「始めてよかった訪問看護」

- ・訪問看護師の一日 宮田乃有 氏(なごみ訪問看護ステーション)
- ・訪問看護師になったわけ 岩本大希 氏(ケアプロ訪問看護ステーション東京)
- ・やりがい・魅力のある訪問看護 渡邊由美 氏(田園調布医師会立訪問看護ステーション)

13:50～15:10 公開座談会「頼りにしてます！訪問看護」※ご来場者からのご質問にもお答えします。

座長： 椎名美恵子氏 (東京訪問看護ステーション協議会 副会長)

ゲスト： 内藤誠二 氏 (内藤病院 院長)

澤田敦子 氏 (墨田区保健計画課 保健師)

坂本真理 氏 (慈生会中野ケアプランセンター 主任介護支援専門員)

山内真恵 氏 (武蔵野赤十字病院 外来看護師)

大野教子 氏 (認知症の人と家族の会 東京都支部 代表)

(10:00～15:30) ・展示 …医療・介護用品(介護用ベッド、介護用食品、口腔ケア用品など)

・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など

・相談会 …介護相談・進路相談・就業相談

【お問合せ先】

公益社団法人東京都看護協会「訪問看護フェスティバル」担当 TEL 03-5229-1281

○「かいてき便り」の読者から、出前講座(消費生活問題)の依頼が多数来ています！
 貴方の事務所でも如何ですか？

「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！

無料

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、高齢者を見守る方々のお力が必要です。

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>高齢者見守り人材向け出前講座
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）